

# かながわホームファーマー事業のしくみ

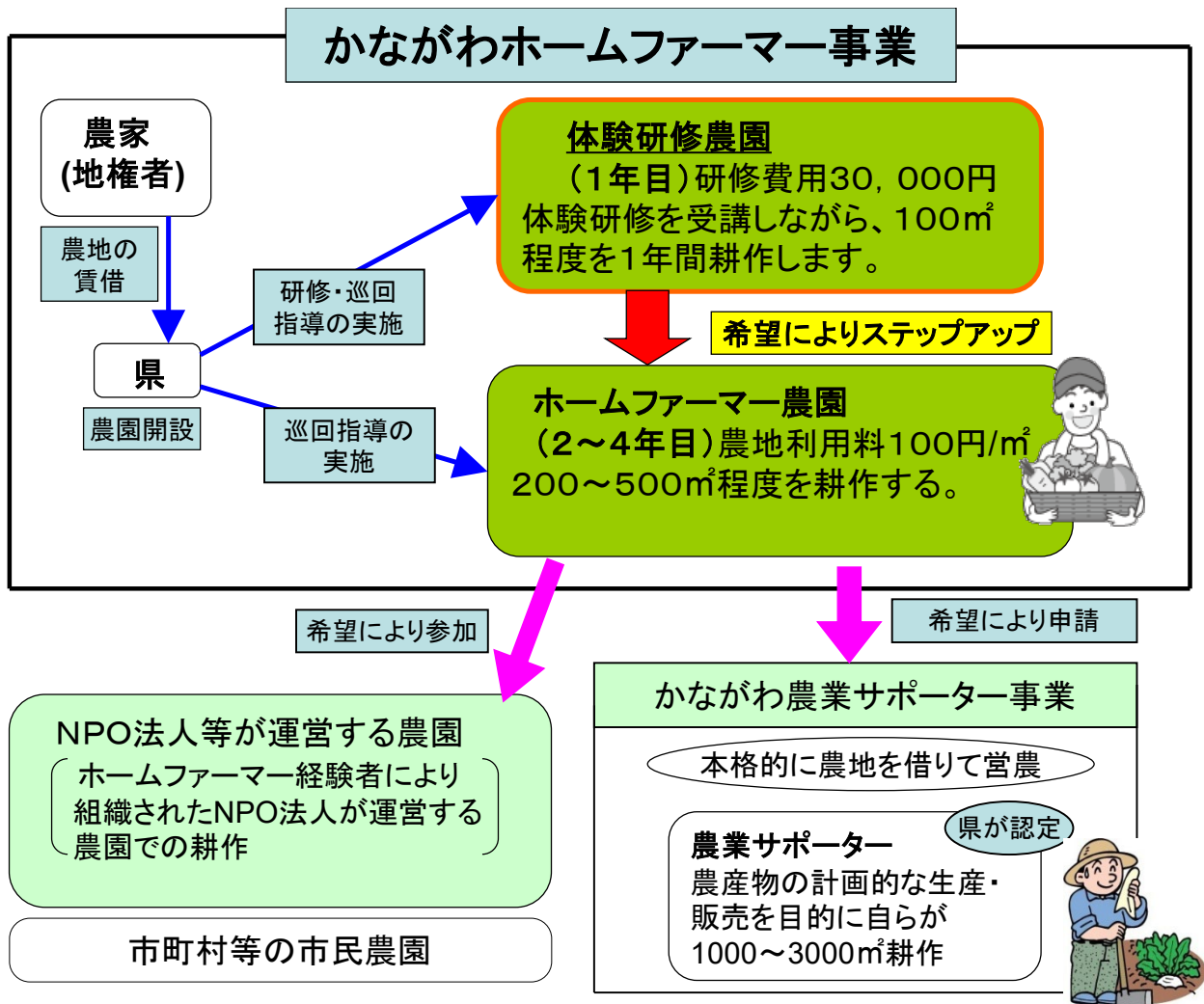
この事業は、県民の方々の生きがいの場や農作業の機会を提供することと、農地の保全を図ることを目的に実施しています。

体験研修修了後は、ホームファーマーとして、1年目より大きい面積の農園を耕作していただきます。

また、体験研修の受講と1年間のホームファーマー農園耕作の実績により、**本格的に農業に取り組む「かながわ農業サポーター※」**に申請することができます。

ホームファーマー修了後は、NPO法人が運営する農園などで耕作をしていただく方法もあります。

※県内市町村全てで受入は実施していません。毎年度受入可能な市町村は変更する可能性があります。また、秦野市管内で「かながわ農業サポーター」に申請する場合は、別に市や農協の実施する研修を受講する必要があります。



この事業では、事業に御参加いただいた皆様に法的に認められた方法で耕作していただく制度です。農地を借りるためには、市町村農業委員会等の許可が必要です。農地所有者から、許可なく直接農地を借りるのは、違法行為となりますので、御注意下さい。